



山形県公報

平成24年4月1日(日)

号 外 (11)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則……………同
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………同

訓 令

- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 4

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第3号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月16日県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項の規定中「幼稚園、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第4号

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則

山形県教育委員会職員被服貸与規程（昭和38年5月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表県立学校の項貸与品の種類の欄中

調理服
三角巾又は調理帽
ゴム長ぐつ
防水前掛

を

調理服
三角巾又は調理帽
ゴム長ぐつ又は短ぐつ
防水前掛

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第5号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月1日県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総務課の項係名の欄中「予算係、企画調整担当」を「企画調整・予算担当」に改め、文化財保護推進課の項係名の欄中「山形の宝育成担当、文化財保護担当」を「山形の宝育成・文化財保護担当、埋蔵文化財担当」に改め、スポーツ保健課の項係名の欄中「冬季国体担当、」を削る。

第4条第2項の表スポーツ保健課の項課内室名の欄中「競技スポーツ推進室」を「競技スポーツ推進室、国体室」に改める。

第5条第1項中第16号を削り、同条同項第17号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第1項第13号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、同項第14号を次のように改める。

(14) 第69回国民体育大会冬季大会スキー競技会に関すること

第11条第2項中「うち」を「うち、」に、「、競技スポーツ推進室」を「競技スポーツ推進室で、同項第14号に掲げる事務は国体室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第6号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

同	鶴岡中央高等学校	普通		120			
		総合		160			
	温海校	普通		募集停止			

を

同	鶴岡中央高等学校	普通		120			
		総合		160			

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第7号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「山形県立山形西高等学校」 を 「山形県立山形西高等学校
山形県立山形工業高等学校」 に、

「山形県立米沢東高等学校
山形県立南陽高等学校」 を 「山形県立南陽高等学校」 に、

「山形県立鶴岡中央高等学校温海校
山形県立加茂水産高等学校」 を 「山形県立加茂水産高等学校」 に、

「山形県立山添高等学校
山形県立酒田北高等学校」 を 「山形県立山添高等学校」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員 の 駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第8号

職員 の 駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 駐在制度に関する規則（平成18年4月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号を次のように改める。

(1) 義務教育課において処理する朝日学園における学校教育導入に関する事務

「義務教育課において処理する朝日学園における学校教育導入に関する事務」

第3条第1号中「上市市弁天二丁目15番1号」を「西村山郡大江町大字藤田837番地の4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月1日山形県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2号(4)高等学校等中

山形県立酒田西高等学校	酒西高
山形県立酒田工業高等学校	酒工高
山形県立酒田商業高等学校	酒商高
山形県立酒田北高等学校	酒北高

を

山形県立酒田西高等学校	酒西高
山形県立酒田光陵高等学校	酒光高

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。